

道州制特区の推進に関する意見書

○ 法令による義務付け・枠付け等の見直しの推進と条例制定権の拡大

地域主権型社会の下では、地域が制度の企画立案権限も含めた立法面での権限移譲を国から受け、地域自らの発想で地域の特性に応じた施策を条例に基づいて展開することが期待されることから、北海道は、第4回提案において、地方公共団体の事務に関して国の法令による義務付け・枠づけ等の規定を条例で書き換えることができる「条例による法令の上書き権の創設」を提案したところであります。

国の義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会においても、その規定の廃止や条例による補正（上書き）などの見直しを行うべく勧告を行っており、それを受けて政府は、昨年12月に121条項の見直しに関する地方分権改革推進計画を策定し、さらに今後も見直しを行っていくものと承知しております。

「地域のことは地域で決める」という地域主権型社会において、地域がその実情に応じ、自らの責任において行政を展開できるようにするためには、国から地方への事務事業の移譲だけにとどまらず、法制的な観点からの地域主権、すなわち自治立法権の確立が不可欠であり、政府におかれましては、国による義務付け・枠付けの見直しを積極的に行い、地方自治体の条例制定権の拡大に努めるべきと考えます。

以上、意見を提出します。

平成22年2月26日

道州制特別区域推進本部長 鳩山 由紀夫 様

道州制特別区域推進本部参与会議

参与 岡山県知事 石井 正弘

参与 北海道知事 高橋 はるみ